

2025 年 7 月号

(2025 年 7 月 18 日発行)

大阪:〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail:info@senshu-sr.com

HP:<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

年金制度改正法の成立、最低賃金の議論開始

育児休業法や今回紹介する年金法、最低賃金など、改正に対応する事柄が多く、企業の人事労務は大変と思います。お困りの際は、ご相談いただければと思います。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆年金制度改正法の成立

6月13日、年金制度改正法が成立しました。主な内容は下記になり、①、②、④について紹介していきます。

- ①：社会保険の加入対象の拡大
- ②：在職老齢年金の見直し
- ③：遺族年金の見直し
- ④：厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ
- ⑤：その他の見直し

◆①：社会保険の加入対象の拡大

現在は、従業員51人以上の企業で以下の要件を満たした者は社会保険加入対象になっております。

週の勤務時間が20時間以上 	給与が月額88,000円以上 
2ヶ月を超えて働く予定がある 	学生ではない 

今回の改正法で、「給与が月額 88,000 円以上」の要件が3年以内に廃止となります。

また、従業員数〇人以上という企業規模の要件は、下表のとおり 10 年かけて段階的に撤廃となります。

51人以上 の企業	36人以上 の企業	21人以上 の企業	11人以上 の企業	10人以下 の企業
現在の 対象	2027年 10月から	2029年 10月から	2032年 10月から	2035年 10月から

厚生労働省:

<<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/>>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html>

◆②:在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら社会保険に加入できる程度に働く方の賃金と、老齢厚生年金の合計が基準額を超えた場合、老齢厚生年金が減額または支給停止されます。2026年4月から、この基準額が月 50 万円から月 62 万円に引上げになります。

例えば、賃金(賞与を含む年収の 12 分の 1)が 45 万円+老齢厚生年金が 10 万円=55 万円の場合

現行:基準額の50万円を超えている ⇒ 老齢厚生年金が 2.5 万円支給停止

改正:基準額の62万円を超えていない ⇒ 老齢厚生年金は支給停止されない

◆④:厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

現在の厚生年金保険の標準報酬月額の上限は 65 万円ですが、**2029 年までに段階的に75万円に引上げ**になります。

標準報酬		報酬月額	
等級	月額		
		円以上	円未満
1	58,000	~	63,000
2	68,000	63,000	~ 73,000
3	78,000	73,000	~ 83,000
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000
}			
34(31)	620,000	605,000	~ 635,000
35(32)	650,000	635,000	~ 665,000
36	680,000	665,000	~ 695,000
37	710,000	695,000	~ 730,000
38	750,000	730,000	~ 770,000
39	790,000	770,000	~ 810,000
}			

厚生年金の標準報酬月額

・650,000 円:現行の上限

・680,000 円:2027 年 9 月新設

・710,000 円:2028 年 9 月新設

・750,000 円:2029 年 9 月新設

※等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級

◆2025 年 最低賃金の議論

7月11日、厚生労働省中央最低賃金審議会において、最低賃金の議論が開始されました。現在の最低賃金は、全国平均で 1,055 円(前年比 51 円増)ですが、**政府目標は全国平均 1,500 円**としております。この目標達成について、前内閣が発表した「2030 年代半ばまで」に対し、現内閣は「**2020年代中**」に前倒しました。つまり、**今後5回の改定で 445 円(平均 90 円程度)は、引上げが必要**になります。

社会保険料は企業が折半で負担する必要がありますが、その社会保険の加入対象の拡大、厚生年金保険の標準報酬月額上限の引上げ、最低賃金の引上げなどが数年間で加速度的に行われます。そのため、企業の負担が急激に大きくなることが予想されます。これらの拡大や引上げについて、現行社員の給与でシミュレートし、どのくらい企業の負担が大きくなるかを今のうちに把握しておくと思いいます。実際に拡大や引上げが始まるまでの対策にお役立ていただけますと幸いです。